○文部科学省令第三十二号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十九日

文部科学大臣　永岡　桂子

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教育データサイエンスセンターに置く課） **第二十六条**　教育データサイエンスセンターに、次の二課を置く。 コンピュータ使用型調査推進課 データ基盤課	（教育データサイエンスセンターに置く課） **第二十六条**　教育データサイエンスセンターに、コンピュータ使用型調査推進課を置く。
（データ基盤課の所掌事務） **第二十七条の三**　データ基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　教育データサイエンスセンターの所掌事務のうち、教育に係るデータの活用を図るための基盤の整備（以下この条において「教育データ活用の基盤整備」という。）に関し、企画し、及び立案すること。 二　教育データ活用の基盤整備に関し、国内の研究機関、大学その他の機関と連絡及び協力を行うこと。 三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、教育データ活用の基盤整備に関する援助及び助言を行うこと。	［条を加える。］
（総括研究官の総数） **第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十五人とする。	（総括研究官の総数） **第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十四人とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。